

千葉市少年軟式野球協会 役員及び役員会細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、千葉市少年軟式野球協会（以下「協会」という。）の役員及び役員会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 役員の種類及び選任

(役員の種類及び選任)

第2条 協会規約第10条第3項並びに第12条第3項に掲げる役員の種類及び選任は、次の各号とする。

- (1) 会 長 区連会長の互選とし、総会において選任する
- (2) 副 会 長 区連会長もしくは区連会長の推挙者から互選し、総会において選任する
- (3) 理 事 長 副会長の互選とし、総会において選任する
- (4) 常 任 理 事 区連会長及び区連事務局長並びに会長の推挙者から互選し、総会において選任する
- (5) 特命常任理事 会長が若干名推挙し、総会において選任する
- (6) 理 事 区連役員及び会長推薦者から推挙し、総会において選任する
- (7) 特 命 理 事 会長が若干名推挙し、総会において選任する
- (8) 大会委員長 副会長の互選とし、総会において選任する
- (9) 審 判 部 長 区連審判部長もしくは常任理事から互選し、総会において選任するが、総会において理事から選任することを妨げない
- (10) 審 判 副 部 長 区連審判部長又はそれに準ずる者として理事会が推挙した場合は、その者を総会において選任する
- (11) 監 事 会員から推挙し、総会において選任する。うち1人を代表監事とする
- (12) アドバイザー 役員経験者から若干名推挙し、会長が委嘱する
- (13) 関係諸団体への人選 会長が推挙し、選任する
- (14) 監事以外の役員の兼任を認める

第3章 専門部会の設置

(専門部会の機構)

第3条 専門部会の名称は次の各号とし、実務担当部長及び委員を若干名置き、事業の円滑な運営を図る。

- (1) 財務部会とし、その下に会計担当部長並びに管理担当部長を置く
- (2) 渉外部会とし、その下に広報担当部長を置く
- (3) 規約部会とし、その下に総務担当部長を置く
- (4) 大会運営部会とし、その下に大会担当部長並びに運営担当部長を置く

2 審判部会には、審判部長並びに審判副部長を若干名置く

(会務及び職務)

第4条 専門部会の会務は次の各号とする。

(1) 財務部会 財務・財産管理及び会計の執行に関する事項

イ 会計担当は、事業に関わる全ての収支計画・物品購入

ロ 管理担当は、財産等の管理並びに各種議事録の保存

(2) 渉外部会 関係諸団体、官公庁等との対外折衝事項

イ 広報担当は、全試合の記録管理及び試合結果の広報

ロ 広報担当は、各報道機関との連絡・調整及び協会ホームページの管理運営

(3) 規約部会 規約及び細則の改廃案の作成、規律、風紀等の監督指導

イ 総務担当は、総会準備委員会として総会開催の準備

ロ 総務担当は、会議及び式典・納会等の企画、連絡・調整

(4) 大会運営部会 協会主催の大会運営及び総括

イ 大会担当は、開閉会式の準備から大会運営に係る全ての事務

ロ 運営担当は、試合記録等の準備から試合運営に係る全て

2 専門部会は、会長の命により、常任理事会又は事務局に会務の一部を委任することができる。

3 審判部会は、試合審判及び会員の審判技術の向上に関する指導並びに大会運営の補助を担当する。

(選任)

第5条 専門部会の長は副会長の互選とする。

2 担当部長は、区連事務局長の互選とする。

3 専門部会の委員は、理事もしくは会員から会長が若干名を推挙し、理事会に諮って委嘱する。

4 審判部会の選任は、第2条第9号及び第10号による。

(専門部会の開催)

第6条 専門部会は定期部会と臨時部会とする。

2 定期部会は、理事会の開催と併せて開催する。

3 臨時部会は、部会の長が必要に応じて招集し、開催する。

(招集及び議長並びに定足数)

第7条 招集及び議長並びに定足数は、規約第29条から第31条に準拠し、部会の長がこれを行う。

2 部会の長に事故あるときは、担当部長が代行する。

(議事録)

第8条 専門部会の議事については、これを記録し、議事の内容を理事会に報告する。

第4章 常任理事会の設置

(構成)

第9条 理事会の下に、常任理事会を置く。

2 常任理事会は、常任理事及び特命常任理事をもって構成する。

(権限の限定)

第10条 常任理事会は、事業の執行機関であるため、第11条の会務を逸脱してはならない。

(常任理事会の会務)

第11条 常任理事会の会務は、次の各号とする。

- (1) 理事会の信任を受けて事業運営全般の執行及び業務管理
- (2) 第4条第2項により委任を受けた事項への対応
- (3) その他、日常業務の執行及び緊急事態への対応

2 常任理事会は、会長の命により、事務局に会務の一部を委任することができる。

(常任理事会の開催)

第12条 常任理事会は、必要に応じて開催する。

(招集及び議長並びに定足数)

第13条 招集及び議長並びに定足数は、規約第29条から第31条に準拠し、会長がこれを行う。

2 会長に事故あるときは、理事長が代行する。

(議事録)

第14条 常任理事会の議事については、これを記録し、議事の内容を理事会に報告する。

第5章 事務局の設置

(事務局員の選任)

第15条 事務局長は、区連事務局長及び会長推薦者からの互選とする。

2 会長は、必要に応じて理事から事務局次長を選任することができる。

3 事務局員は、会長が理事から若干名を選任し委嘱する。

(事務局の職務)

第16条 総会、理事会で定められたビジョンを達成するために、次の責務を負う。

- (1) 常任理事会の下、年次事業計画の適切な執行のための事務処理
- (2) 理事会並びに常任理事会と事務局の円滑な関係構築のための連絡・調整
- (3) 第4条第2項及び第11条第2項で委任を受けた事項への対応
- (4) その他事業遂行上、事務局の職務として必要と認められる事項への対応

(活動報告)

第17条 事務局の活動は、これを記録し、活動内容を理事会に報告しなければならない。

第6章 特命常任理事及び特命理事

(職務)

第18条 特命常任理事及び特命理事は、会長又は理事長から委嘱された特命事項を担当する。

2 アドバイザーは、会長の委嘱を受けて業務執行などに対して助言をすることができる。

(活動報告)

第19条 特命事項の活動は、これを記録し、活動内容を理事会に報告しなければならない。

第7章 附則

(細則の変更等)

第20条 この役員及び役員会細則は、理事会の決議を経て変更することができる。

(附則)

本細則の管理は事務局が所管する。

平成9年3月16日 制定

平成17年1月9日 一部改正

平成27年3月8日 一部改正

令和5年3月12日 改正

協会組織

